

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成28年3月8日(火)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

農林水産省農村振興局

文部科学省初等中等教育局

文部科学省文教施設企画部

厚生労働省老健局

消費者庁

（公財）日本医療機能評価機構

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

日本司法支援センター（法テラス）

目 次

【内閣府政策統括官（共生社会政策担当）】

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行について 1
- 2 アルコール健康障害対策推進基本計画について 13

【農林水産省農村振興局】

- 1 農業分野と福祉分野の連携（農福連携）について..... 17

【文部科学省初等中等教育局】

- 1 特別支援教育行政の現状と課題 25

【文部科学省文教施設企画部】

- 1 「みんなの廃校」プロジェクト（廃校施設の有効活用）について 31

【厚生労働省老健局】

- 1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における若年性認知症施策の強化について 33

【消費者庁】

- 1 消費者事故等に関する情報の通知について 37

【（公財）日本医療機能評価機構】

- 1 産科医療補償制度の周知について 41

【厚生労働省政策統括官（社会保障担当）】

- 1 社会保障・税番号制度の導入について 49

【日本司法支援センター（法テラス）】

1 障がい者に対する法的支援と法テラスの利用方法について 63

内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行について

障害者施策に関しては、平成 18 年に国連において「障害者の権利に関する条約」が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進展してきたところである。

我が国においても、条約の趣旨を踏まえ、平成 23 年に「障害者基本法」の改正が行われ、同法第 4 条において、基本原則として「差別の禁止」が規定された。

この基本原則を具体化するものとして位置付けられるものが本法であり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めている。

本法は、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野を対象にしている。なお、雇用分野についての差別の解消の具体的な措置（本法第 7 条から第 12 条に該当する部分）に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の関係規定に委ねることとされている。

本法は平成 25 年 6 月 19 日の参議院本会議において可決成立し、同年 6 月 26 日に公布された。平成 28 年 4 月 1 日からの施行に向け、平成 27 年 2 月 24 日に政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものとして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が策定された。

現在、職員の取組のための対応要領・事業者の取組に資する対応方針の策定、障害者差別解消支援地域協議会の在り方に関する検討、共生社会地域フォーラムの開催など周知啓発等の施行準備に取り組んでいるところである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法(平成25年法律第65号))の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項

社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項

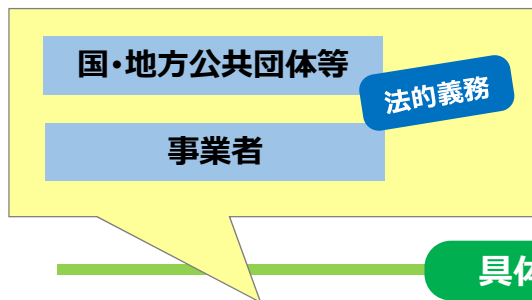
国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

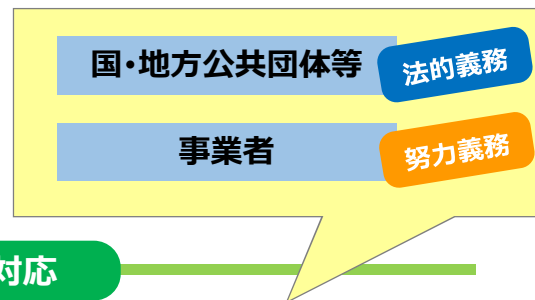
具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- **障害者** 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- **事業者** 商業その他の事業を行う者
- **対象分野** 日常生活及び社会生活全般が対象（雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる）

2 不当な差別的取扱い

障害者に対して、**正当な理由***なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、**障害者の権利利益の侵害を禁止**

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

3 合理的配慮

行政機関等や事業者が、**事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの**

（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など

第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- **不当な差別的取扱いの禁止** ⇒ 行政機関等及び事業者において**一律に法的義務**
- **合理的配慮の提供** ⇒ 行政機関等は**法的義務**、事業者は**努力義務**

2 対応要領／対応指針

位置付け、作成手続き、記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

対応要領の作成は**努力義務**（国は技術的助言などの支援）

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

事業者からの照会・相談への対応
報告徴収、助言、指導、勧告

第5 その他重要事項

1 環境の整備

合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置

2 相談等の体制整備

既存の組織・機関等の活用・充実

3 啓発活動

行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動

4 地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化

5 施策の推進

国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

（平成 27 年 2 月閣議決定）

障害者差別解消法・基本方針のポイント

1 「障害者」は、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られない

法の対象となる障害者は、いわゆる「社会モデル^(※)」の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同じです。つまり、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象となります。したがって、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られません。

※社会モデル

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方

2 すべての分野の事業者が対象

法の対象となる事業者は、分野を問わず、商業その他の事業を行う者です。(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人は、事業者となります。)個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われます。

なお、障害者雇用における差別解消のための措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めるところによることとされています。

3 「不当な差別的取扱い」の考え方

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

なお、障害者割引の適用や各種手当の給付など、障害者に対する必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いとはなりません。

4 「正当な理由」があると判断した場合

正当な理由となるのは、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。正当な理由があると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

5 「合理的配慮」の考え方

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明^(※)があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供することとされています。行政機関等においては、率先して取り組む主体として法的義務ですが、事業者については、障害者との関係が分野ごとに様々であることから努力義務とされています。

※意思の表明

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らして、本来の業務に付随するものであること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意してください。

合理的配慮は、障害の特性や求められる場面に応じて異なり、さらに、その内容は技術の進展、

社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。基本方針では、現時点における具体例として、物理的環境への配慮（例：車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す）、意思疎通の配慮（例：筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション）、ルール・慣行の柔軟な変更（例：障害の特性に応じた休憩時間の調整）の3類型に整理しています。

6 「過重な負担」に当たると判断した場合

個々の場面において、下記の考慮要素に照らし、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じた柔軟な対応をお願いします。総合的・客観的な考慮の結果、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

（過重な負担の考慮要素）

- ✓事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ✓実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ✓費用・負担の程度
- ✓事務・事業規模
- ✓財政・財務状況

◎内閣府では、合理的配慮等の具体例を収集・整理し、ホームページ上に掲載しています。

➡ 10 ページ【「合理的配慮サーチ」（合理的配慮等具体例データ集）参照】

対応要領・対応指針のポイント

1 対応要領とは

行政機関等は、その職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するために、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応要領」を作成することとされています。（地方公共団体等は努力義務。）対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。（地方公共団体が作成する際には、これらに準じることが望ましいとされています。）

各行政機関等に共通して見られる記載事項は、次のとおりです。

第1条 目的

第2条 不当な差別的取扱いの禁止

第3条 合理的配慮の提供

第4条 監督者の責務

第5条 懲戒処分等

第6条 相談体制の整備

第7条 研修・啓発

〔別紙〕対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

第2 正当な理由の判断の視点

第3 不当な差別的取扱いの具体例

第4 合理的配慮の基本的な考え方

第5 過重な負担の基本的な考え方

第6 合理的配慮の具体例

※別紙に記載されている具体例は、あくまでも例示であり、記載されているものだけに限られないことに留意してください。

2 対応指針とは

事業を所管する各主務大臣は、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」（事業者は努力義務）について、事業者が適切に対応・判断できるようにするため、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応指針」を作成することとされています。作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。

各主務大臣の対応指針に共通して見られる記載事項は、次のとおりです。

第一 趣旨

1 法の制定の経緯

2 法の基本的な考え方

3 対応指針の位置付け

第二 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い〔基本的な考え方、正当な理由の判断の視点 等〕

2 合理的配慮〔基本的な考え方、過重な負担の基本的な考え方 等〕

第三 事業者における相談体制の整備

第四 事業者における研修・啓発

第五 主務大臣の事業分野に係る相談窓口

〔別紙〕不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

3 構成・内容に特色のある対応指針

【文部科学省】

- ◆ 別紙に、「学校教育分野」、「スポーツ・文化芸術分野」における留意点を記載

【厚生労働省】

- ◆ 「福祉事業者」、「医療関係事業者」、「衛生事業者」、「社会保険労務士の業務を行う事業者」向けの4つの対応指針を作成
- ◆ 障害種別ごとの主な特性・対応、障害特性に応じた対応の具体例を記載
- ◆ 参考ページに、「身体障害者補助犬法」などの関係法令・施策を紹介

【国土交通省】

- ◆ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例について、所管する9つの事業分野（「不動産業」「設計等業」「鉄道事業」「一般乗合旅客自動車運送業」「一般乗用旅客自動車運送業」「対外旅客定期航路事業」「国内旅客船業」「航空運送業」「旅行業」）ごとに作成
- ◆ 合理的配慮の具体例について、過重な負担の程度との関係から、「積極的に提供を行うべき」、「提供することが望ましい」の2つに分類して記載

◎ 関係府省庁の対応要領・対応指針は、こちらの内閣府HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

4 主務大臣の権限行使

事業者においては、各主務大臣が作成する対応指針を参考にして、それぞれが自主的に障害者差別の解消に向けて取り組むことが期待されています。しかしながら、例えば、ある事業者が法に違反する取扱いを繰り返していることが明白であり、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告徴収、助言、指導、勧告をすることができることとされています。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針について十分な情報提供を行い、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うこととされています。

不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

✕ 不当な差別的取扱いの例

○ 合理的配慮の例

行政機関など ▶ (各省庁等)

※これらの具体例の多くは、各対応指針の具体例にも共通して見られます。

- ✕ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- ✕ 説明会などへの出席を拒む、必要のない付き添い者の同行など、過剰に条件を求める
- 駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）
- 段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- 高いところにある資料を取って渡す、資料を押さえて見やすいように補助する
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
- 筆談、読み上げ、手話などを用いる
- 案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする
- ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストデータを付す

学校など ▶ (文部科学省ほか)

- ✕ 学校への入学出願の受理、受験、入学、事業等の受講、研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加の拒否、正当な理由のない条件を付加する
- ✕ 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける
- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する
- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等を活用する
- 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

病院・福祉施設など ▶ (厚生労働省 (医療従事者/福祉事業者) ほか)

- × 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける
- × 仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求めるなど、他の利用者と異なる手順を課す
- 施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする
- 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 障害者に配慮したナースコールの設置を行う
- 障害の特性に応じた休憩時間調整など、ルール、慣行を柔軟に変更する

交通 (鉄道・バス・タクシー・飛行機など) ▶ (国土交通省)

- × 身体障害者補助犬の帯同を理由に乗車を拒否する
- × 障害があることのみをもって、乗車を拒否する
- 券売機の利用が難しい場合、操作を手伝ったり、窓口で対応したりする (鉄道)
- 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う (バス)
- 車いす等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う (タクシー)
- 障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う (飛行機)
- 障害の特性を理解した上で、適切な接遇・介助を行えるよう教育・研修を行う

住まい ▶ (国土交通省 (宅地建物取引業者))

- × 「障害者不可」「障害者お断り」と表示・広告する
- × 障害者向け物件は扱っていないと門前払いする
- × 障害者の希望に対し、必要な調整を行うことなく仲介を断る
- × 障害を理由とした誓約書の提出を求める
- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する
- 障害者の求めに応じてバリアフリー物件等があるかを確認する
- 物件案内時に携帯スロープを用意したり、車いすを押して案内する

銀行など ▶ (金融庁ほか)

- 自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードを用意する
- ATM操作が困難な顧客に声かけし、適切な対応をとる
- 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する

小売店など ▶ (経済産業省ほか)

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す
- 注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す
- 商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ

飲食店など ▶ (厚生労働省 (衛生事業者) ほか)

- × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く (手書き文字) など、コミュニケーションにおいて工夫する
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする

「合理的配慮サーチ」 (合理的配慮等具体例データ集) について

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。(事業者は努力義務。)

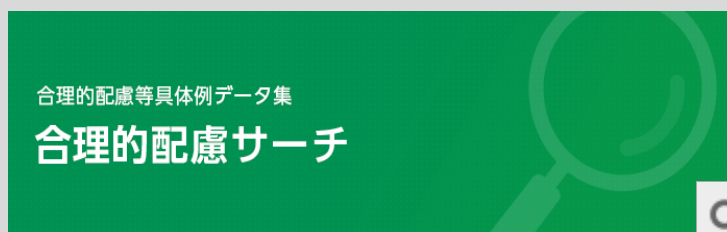
具体的に、どのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかは、具体的場面・状況に応じて異なります。また、「合理的配慮」として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

このため、内閣府では、具体例を収集・整理し、国民の皆様にご活用いただくための「合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』」を立ち上げました。利用者のニーズに応じた情報提供ができるよう、検索機能のほか、障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる仕組みを構築しています。

合理的配慮の概念は、未だ社会に定着しているとは言えず、現時点で掲載できる具体例は少数にとどまります。「建設的対話」を通じた「合理的配慮」の取組を、広く社会で共有し、浸透させることが重要です。今後、法の施行とも相まって、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていく予定です。

◎合理的配慮サーチは、こちらの内閣府HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>



障害者差別解消支援地域協議会

1 障害者差別解消支援地域協議会の意義

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要です。

地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたりますが、障害者差別に関する相談等を行う際、最初から権限のある機関を適切に選んで相談することは容易ではありません。また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない場合があります。

このため、地域の様々な関係機関が、お互いに「顔の見える」関係を築き、それぞれの機能や取組を知り、地域における相談事例を共有することなどを通じて、障害者差別を解消するための取組を主体的に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができることとされています。

2 設置の手引きを活用し、各地で地域協議会を

現在、内閣府では「モデル事業」を実施し、複数の地方公共団体において地域協議会の立上げに先行的に取り組んでいただいているほか、地域協議会に期待される役割などについて有識者に御意見をいただくための「在り方検討会」を開催しています。

今般、これまでの議論等を踏まえ、地方公共団体の担当者の方々に実際に地域協議会を設置していただくための参考資料として、「地域協議会設置の手引き」を作成しました。添付資料として、モデル的に先行して取り組む地方公共団体の事例集も掲載していますので、こちらもご参照ください。

この手引きを活用して、より多くの地方公共団体において地域協議会が組織されることを期待しています。

〔地域協議会設置の手引き〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kyogikai_manual.pdf

〔地域協議会の在り方検討会について〕

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

2 アルコール健康障害対策推進基本計画について

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）は、平成 25 年 12 月に成立し、翌年 6 月 1 日に施行された。

基本法第 12 条において、政府は法律の施行後 2 年以内にアルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないとされ、基本法第 14 条において、都道府県は基本計画を基本とし当該都道府県の実情に即した都道府県アルコール健康障害対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされた。

この基本法を踏まえ、アルコール健康障害の有識者や当事者及びその家族の代表者で構成されるアルコール健康障害対策関係者会議において、約 1 年半にわたり意見を聴きながら、基本計画（案）を作成したところであり、現在、この基本計画（案）をもとに 5 月末までの閣議決定に向け、所要の準備を進めているところである。

基本計画（案）においては、都道府県計画の策定についても、一定の記述が盛り込まれているところであり、各都道府県における計画策定のための取組をお願いするものである。

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>目的 第1条</p> | <p>酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>定義 第2条</p> | <p>アルコール健康障害： アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害</p> |
| <p>基本理念 第3条</p> | <p>アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害対策を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援</p> | <p>アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮</p> | |
| <p>責務 第4～9条</p> | <p>国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務</p> | <p>アルコール関連問題啓発週間 第10条</p> | <p>国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から16日まで）を設ける。</p> |
| <p>アルコール健康障害対策推進基本計画等 第12、14条</p> | | | |
| <p>アルコール健康障害対策推進基本計画： 内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定</p> | <p>都道府県アルコール健康障害対策推進計画： 都道府県に対し、策定の努力義務</p> | | |
| <p>基本的施策 第15～24条</p> | | | |
| <p>教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等</p> | | | |
| <p>アルコール健康障害対策推進会議 第25条</p> | <p>アルコール健康障害対策関係者会議 第26、27条</p> | | |
| <p>アルコール健康障害対策推進会議： 内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議を設置</p> | <p>アルコール健康障害対策関係者会議： 基本計画の策定及び変更並びにアルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議を設置</p> | | |

※ 基本計画策定後3年以内に、アルコール健康障害対策推進基本計画の作成、推進に関する事務を厚生労働省に移管する。

アルコール健康障害対策関係者会議 委員名簿

| | |
|----------------------------|--------|
| かすみがうらクリニック副院長 | 猪野 亜朗 |
| 特定非営利活動法人アスク代表 | 今成 知美 |
| 公益社団法人全日本断酒連盟副理事長・事務局長 | 大槻 元 |
| 鳥取大学医学部医学科環境予防医学分野教授 | 尾崎 米厚 |
| ○青森大学副学長、社会学部教授 | 見城 美枝子 |
| 漫画家 | 西原 理恵子 |
| 全国小売酒販組合中央会副会長 | 坂田 辰久 |
| 北海道立精神保健福祉センター 所長 | 田辺 等 |
| アルコール依存症当事者・詩人・会社員 | 月乃 光司 |
| ビール酒造組合専務理事 | 滝本 修司 |
| 福岡県糸島保健福祉事務所所長・保健監 | 中原 由美 |
| ◎（独）国立病院機構久里浜医療センター院長 | 樋口 進 |
| 国際医療福祉大学教授・山王メディカルセンター内科部長 | 堀江 義則 |
| 横浜市立大学医学部看護学科精神看護学分野教授 | 松下 年子 |
| 公益社団法人日本医師会常任理事 | 松本 純一 |
| （独）国立病院機構肥前精神医療センター院長 | 杠 岳文 |
| 北海道札幌東高等学校教頭 | 渡邊 祐美子 |
| （◎は会長、○は会長代理） | |

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要（案）

| | |
|---|--|
| 基本理念 | 基本的な方向性 |
| ○発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援 | ○正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり |
| ○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮 | ○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につながる相談支援体制づくり |
| | ○医療における質の向上と連携の促進 |
| | ○アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり |
| 第1期基本計画で取り組むべき重点課題 | (計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで) |
| ○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発 ※未成年者、妊産婦、若い世代 (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発 | ○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 (1)アルコール健康障害への早期介入 (2)地域における相談拠点の明確化 (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進 (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備 |
| 基本的施策 | |
| ①教育の振興等 | ⑥相談支援等 |
| ②不適切な飲酒の誘引の防止 | ⑦社会復帰の支援 |
| ③健康診断及び保健指導 | ⑧民間団体の活動に対する支援 |
| ④アルコール健康障害に係る医療の充実等 | ⑨人材の確保等 |
| ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 | ⑩調査研究の推進等 |
| その他推進体制等 | |
| 関連施策との有機的な連携 | 都道府県における都道府県推進計画の策定 |
| 基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管 | 実態把握とともに第2期に向け数値目標の設定について検討 |

(平成28年2月10日 第14回アルコール健康障害対策関係者会議資料より)

アルコール健康障害対策推進基本計画（案） におけるポイントについて

計画対象期間：平成28年度～平成32年度

| | 発生予防 | → | 進行予防 | → | 再発予防 |
|---|--|---|---|---|------|
| 重点課題 | 1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ○飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、国民自らが発生を予防 ○酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止 等 | | 2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 等 ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進 等 | | |
| 数値目標 | ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 【男性：13.0% 女性：6.4%（平成32年）】 （参考）男性：15.3% 女性：7.5%（平成22年） ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす （目標値は健康日本21(第2次)に準拠） | | ④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関 をそれぞれ1箇所以上定めている都道府県の数：47 | | |
| 主な具体的施策（平成28年度予算案） | ○アルコール健康障害対策理解促進経費（16百万円） ○たばこ・アルコール対策推進費（29百万円の内数）等 ・本人への教育・啓発／周囲の大人への啓発 ・女性特有のリスク／依存症の正しい理解 ・広告の自主基準の見直し等の業界の取組 | | ○特定相談事業費（40百万円の内数） ・相談拠点到求められる役割等を都道府県へ提示 ・各都道府県で、関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた協力体制を構築 ○依存症治療拠点機関設置運営事業費（11百万円） ・専門医療機関が備えるべき機能の検討 ・平成28年度中に結果を取りまとめ、都道府県に提示 | | |
| なお、平成28年度以降も、アルコール依存症の実態把握に関する調査研究等を継続するとともに、第2期基本計画の数値目標の設定について検討を進める。 | | | | | |

(平成28年2月10日 第14回アルコール健康障害対策関係者会議資料より)

アルコール健康障害対策推進基本計画(案)抜粋

V 推進体制等

2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について

- 基本法第14条において、**都道府県は都道府県アルコール健康障害対策推進計画(以下「都道府県計画」という。)を策定するよう努めなければならないとされている。**第1期基本計画は、政府としての基本的な取り組みを定める計画であるが、地域におけるアルコール健康障害対策の着実な推進を図るには、都道府県や政令指定都市を中心とした地域としての一体的なアルコール健康障害対策への取組が必要である。このため、第1期基本計画の期間中に、**全都道府県において都道府県計画が策定されることを目標とし、その策定を促す。**

都道府県においては、国の基本計画を基本としつつ、当該都道府県における実情を勘案するとともに、都道府県健康増進計画等その他の関連する計画との調和を保った上で、都道府県計画を策定する必要がある。

- 第1期基本計画の策定に際しては、アルコール関連問題に関して専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者等で構成するアルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、第1期基本計画の案を作成したところである。

都道府県計画の策定に際しても、地域の、アルコール関連問題に関して専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者等から、会議を開催すること等により意見を聴いて、当該地域における課題を把握し、その解決に向けた目標を設定し、施策を明示することが重要である。

- また、都道府県や政令指定都市において、アルコール健康障害対策を推進していくに当たっては、地域の行政、事業者、医療関係者、自助グループ等様々な関係者による意見交換や連絡・調整等の協議を行う会議等を通じ、関係者間で協議を行いながら、対策を継続していくことが重要である。

その際、地域の実情に応じ、関連する施策で既に設けられている場を活用し、又はそれと連携を図るなど、効果的・効率的な運用を検討することが重要である。

(平成28年2月10日 第14回アルコール健康障害対策関係者会議資料より)

農林水産省

農村振興局

農業分野と福祉分野の連携（農福連携）について

農林水産省

農村振興局 都市農村交流課

『農業分野における障害者就労マニュアル』の普及

農業分野における
障害者就労マニュアル



農林水産省経営局
現行行政法人農研機構・食品産業技術総合研究機構
農村工学研究所

【主な内容】

- 就労受け入れまでの流れ
 - 農作業による訓練・研修
 - 試行雇用
 - 特例子会社による障害者雇用
- 受け入れ・訓練事例
- 支援方法
 - ルールの明示
 - 障害特性の把握と情報の共有
 - 作業工程の分割
 - 作業工程の組み立て
 - 言葉によらない指示
 - 職場の環境整備
 - 作業器具の工夫

農業分野に障害者を受け入れるための手法等を解説（平成20年度）した冊子を作成（農村工学研究所へ委託）。是非、活用して下さい！

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>
事務局:農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-3502-0030

北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域:北海道)
<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/network.html>
事務局:北海道農政事務所企画調整室 TEL:011-330-8801(内線212)

東北地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
<http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/syurou/index.html>
事務局:東北農政局農村振興部農村計画課 TEL:022-263-1111(内線4125,4065)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indx.html>
事務局:関東農政局農村振興部農村計画課 TEL:048-600-0600
(内線3427,3402,3407)

北陸障害者就農促進ネットワーク

(対象地域:新潟県、富山県、石川県、福井県)
<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>
事務局:北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL:076-263-2161(内線3425)

東海地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域:岐阜県、愛知県、三重県)
<http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/sien/shougai.html>
事務局:東海農政局農村振興部農村計画課 TEL:052-201-7271
(内線2512,2515)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>
事務局:近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL:075-451-9161(内線2417,2421)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>
事務局:中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL:086-224-4511
(内線2514,2525)

九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>
事務局:九州農政局農村振興部農村計画課 TEL:096-211-9111(内線4615)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域:沖縄県)
<http://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/009569.html>
事務局:沖縄総合事務局農林水産部土地改良課 TEL:098-866-0031
(内線83336,83326)

2

障害者就労促進協議会等による就労(雇用)促進

各地方農政局等は、農業分野における障害者就労(雇用)を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成する協議会等を設立

○目的

農林水産業分野において、障害者の雇用促進を図る

○会 員

- (1) 地方公共団体、農業者、福祉法人、障害者就労支援団体等
- (2) 趣旨に賛同する個人または企業
- (3) その他の関係機関

○主な活動

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) ネットワークづくりの推進
- (3) 協議会の活動に関する広報(ホームページ等)

- ・ 会員相互の交流強化のため、情報交換会(セミナー)を開催(年1回以上)
- ・ 必要に応じ、都県単位に情報交換会の開催が可能

○課題等

関係する行政機関との連携強化、都道府県レベルでの取組強化、等

「関東ブロック障害者就農促進協議会」の場合



セミナー開催の風景
(事務局:関東農政局経営支援課)

3

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村振興交付金

都市農村共生・対流及び地域活性化対策(1,915百万円)

○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、地域外の若者や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報発信など、地域資源を活用する取組を支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流支援対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限6年
 - 人材活用対策：上限3年
- 補助率：定額
 - 都市農村共生・対流支援対策：上限800万円
 - 及び地域活性化対策
 - 人材活用対策：上限250万円



活動計画づくり



子どもたちの農業体験

外国人の農村体験

高齢者生きがい農園

山村活性化対策(750百万円)

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策(5,335百万円)

○ 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、育苗施設等



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援
簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等



廃屋利用の滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等



農産物直売施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農業者が組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 補助率：1/2以内等

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト
（総務省、文部科学省と連携）

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

「農」と福祉の連携プロジェクト
（厚生労働省と連携）

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

農視連携プロジェクト
（観光庁と連携）

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

空き家・廃校活用交流プロジェクト
（総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省と連携）

空き家・廃校等を活用した定住希望者の受け皿や集落拠点施設等の整備を支援

※その他、地方創生や重点「道の駅」等の取組と連携

都市農業機能発揮対策事業 【平成27年度～】

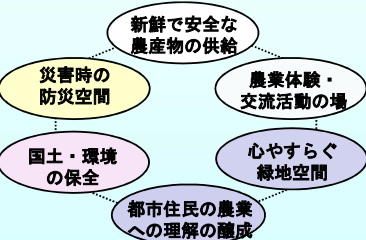
都市農業振興基本法
（平成27年4月制定）

〈目的〉

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資する

〈基本理念〉

・都市農業の多様な機能の発揮



・良好な市街地形成における農との共生

・国民の理解の下での施策の推進

〈基本的施策〉

- ・農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ・防災等の機能の発揮
- ・的確な土地利用計画策定等のための施策
- ・税制上の措置
- ・地産地消の促進
- ・農作業体験の環境の整備（市民農園、福祉農園等）
- ・学校教育での活用
- ・国民の理解と関心の増進
- ・都市住民による知識・技術の習得の促進
- ・調査研究の推進

都市農業振興基本法の基本理念の具体化を推進

都市農業についての制度検討

国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

（委託費）
（委託先：地方公共団体等）



現場における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

（補助率：定額）（事業実施主体：民間団体等）



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

（補助率：定額）（事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等）



都市農地にあるハウスを活用した吹き出し試験

福祉農園の開設支援

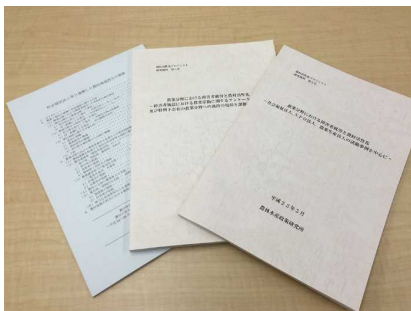
都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

- 福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
（補助率：ハード・1/2以内 + ソフト・定額）
- 福祉農園の全国への拡大・定着を推進。
（補助率：定額）
（事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等）



介護福祉施設での農園整備

主な研究内容



- 農林水産政策研究所では、平成19年より、社会福祉法人等の農業分野への進出、障害者の農業分野での就労といった「農福連携」について研究を実施。これまで以下のような研究成果を公表。
 - 農業分野に進出してきた社会福祉法人等の実態分析
 - 企業による農業分野での障害者雇用の実態分析
 - 農福連携の先進事例における発展プロセスの分析
 - 地方公共団体による農福連携に対する支援の現状と課題



研究成果の発信

- 農林水産政策研究所では、平成24年より、蓄積された研究成果を踏まえ、農福連携の推進に関するセミナーをこれまでに3回実施。今後も、研究成果の取りまとめの節目に、実施を予定。
 - 平成24年7月3日 基調講演 中島隆信慶応大学商学部教授
(農林水産政策研究所客員研究員)
 - 平成26年2月13日 基調講演 宮嶋望共働学舎新得農場代表
(農林水産政策研究所客員研究員)
 - 平成27年2月26日 基調講演 小柴有理江農林水産政策研究所研究員

福祉分野に農作業を

～支援制度などのご案内～



目次 | 福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 目次 | 2 |
| 農と福祉の連携をめぐる情勢 | 3 |
| 事例紹介 | 5 |
| 農地の利用／農園の整備 | |
| Q1 農地を利用するには? | 7 |
| Q2 農地の利用に関する相談先は? | 9 |
| Q3 農作業の指導を受けるには? | 10 |
| Q4 農園整備等に関する支援策は? | 11 |
| コラム「まずは始められるところから」 | 14 |
| 障害者の雇用等 | |
| Q5 施設外就労(農作業受託)を始めるには? | 15 |
| Q6 障害者雇用に関する相談先は? | 17 |
| Q7 障害者を雇用する際のマニュアル等は? | 18 |
| Q8 障害者雇用等に関する支援策は? | 19 |
| Q9 福祉的就労に関する支援策は? | 21 |
| Q10 特例子会社とは? | 22 |
| 生活困窮者の自立支援 | |
| Q11 生活困窮者自立支援制度と農業分野との関係は? | 23 |
| 問い合わせ先 | 24 |

これからの農福連携の推進に向けて

農福連携推進フォーラム

平成28年 3月18日(金) 13:30~

会場:農林水産省 7階 講堂

今、農業・農村の現場では、農福連携の取組が増えています。
しかし、実際に取り組もうとすると、いろいろな課題に直面します。

このフォーラムでは、これまでの実践報告を紹介しながら現状と課題を
探るとともに、行政による平成28年度の新たな取組などを紹介します。

福祉施設等による「農」の取組や、農業分野における障害者就労(雇用)の
具体的なイメージを描ける良い機会ですので、是非、ご参加下さい。



ノウ フク

FORUM

(プログラム)

入館にあたり
受付:12:45~
場所:正面玄関前

当日は、混雑
が予想されま
す。早めにお
願います。

開場:13:00 フォーラム:13:30 ~ 16:30 (予定)

| | | |
|----------|--|-------------------------------|
| <オープニング> | 農福連携の現状と課題 | 農林水産省 |
| <実践報告> | 障害者たちが力を合わせた未来の農業 企業と連携したユニバーサル農業の取組 (「農」の現場におけるビジネスパートナー) | (福) E. G. F 京丸園(株), (株)ひなり |
| <情報提供> | 平成28年度の新たな取組 | 厚生労働省 |

☆☆☆ 意見交換 (傍聴の皆様を含めて!) ☆☆☆



農林水産省

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(共同開催)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

実施:(一財)地方自治体公民連携研究財団

運営:(一社)日本基金

農福連携推進フォーラム

～今後の農福連携の推進に向けて～

傍聴申込書

(平成 28 年 3 月 18 日 (金) 開催)

以下のとおり「農福連携推進フォーラム」の傍聴を申し込みます。

| 職種 (該当するものに○) | (ふりがな) 氏名 | 役職 (部署・役職等) | 連絡先 | その他 |
|-----------------------------------|--------------|----------------|----------------|-----|
| 農業関係者／福祉関係者 行政／マスコミ その他 () | | | TEL : FAX : | |
| 農業関係者／福祉関係者 行政／マスコミ その他 () | | | TEL : FAX : | |
| 農業関係者／福祉関係者 行政／マスコミ その他 () | | | TEL : FAX : | |

【傍聴の申込要領】

(1) 申込方法

傍聴を希望される場合は、インターネット又は FAX にて、以下のお申込先に、「農福連携推進フォーラム」の傍聴を希望する旨、御氏名（ふりがな）、御連絡先（電話番号、FAX 番号）、勤務先・所属団体名等を明記の上、お申込みください。（電話でのお申込みは、御遠慮願います。）

<インターネットによるお申込先>

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/c4c2.html>

<FAX によるお申込先>

宛先：農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 宛て

FAX 番号： 03-3595-6340

※ 車椅子の方、盲導犬、聴導犬又は介助犬をお連れの方、手話通訳等を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

※ 複数名お申込みの場合も一人ずつの記載事項をお書きください。

※ なお、傍聴申込みによって得られた個人情報 は 厳重に管理し、確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

(2) 申込締切

平成 28 年 3 月 11 日 (金) 17 時 00 分必着

傍聴希望多数の場合は、途中で受付を締め切らせていただきます。

参加いただけない場合は、平成 28 年 3 月 16 日 (水) 12 時 00 分までにお知らせします。

(3) 傍聴する場合の留意事項

このことについては、農林水産省のホームページをご覧ください。

農福連携推進フォーラムの開催について

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/160212.html>

文部科学省
初等中等教育局

平成28年3月8日(火)
厚生労働省低層棟2階講堂

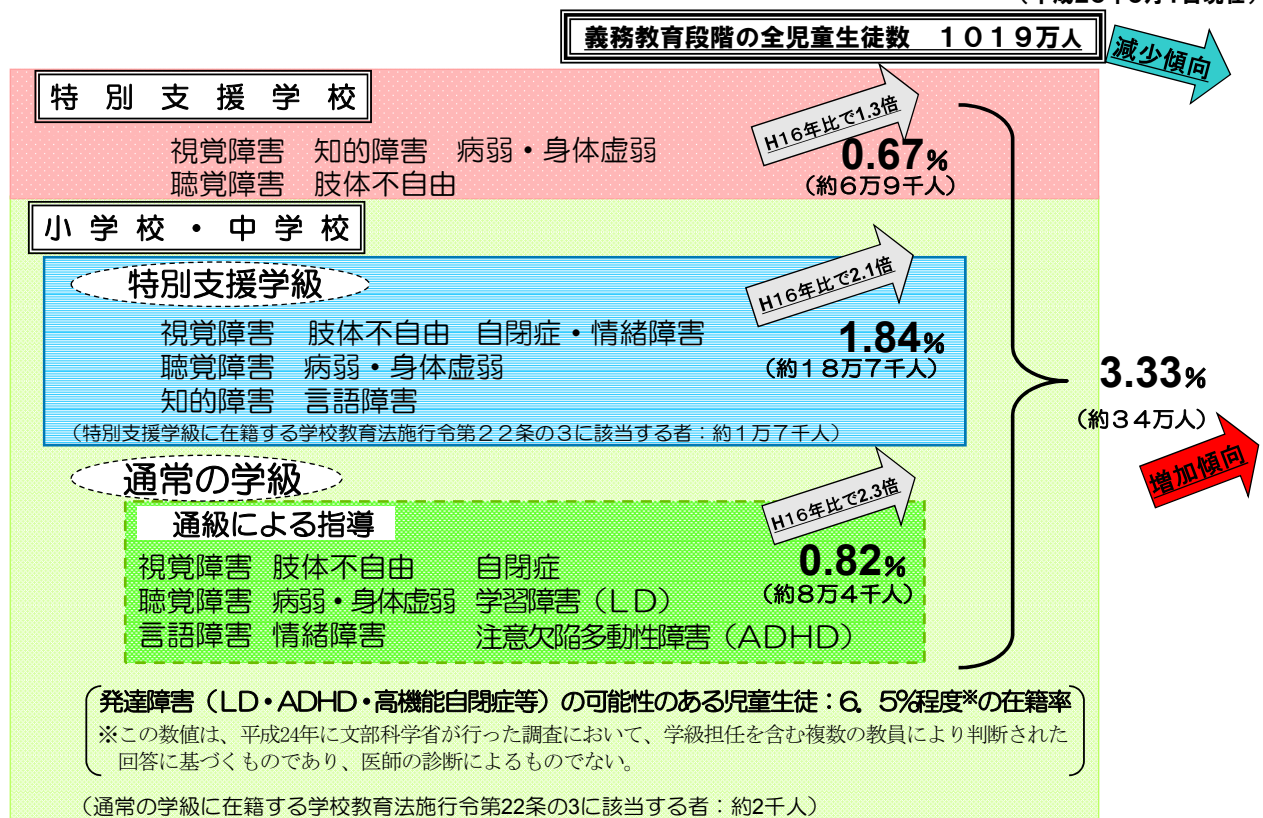
特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)



近年の特別支援教育に関する動向①

- ・平成18年12月 **国連総会において障害者権利条約を採択**
 ・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定
 例えば
 - ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止
 - ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など
 (教育分野)
 ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など

- ・平成19年4月 **特別支援教育の本格的実施**(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)
 ・盲・聾・養護学校から特別支援学校
 ・特別支援学校のセンター的機能
 ・小中学校等における特別支援教育 など

- ・平成19年9月 **障害者権利条約署名**

- ・平成23年8月 **障害者基本法改正**(障害者権利条約対応)
 (教育分野)
 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実、
 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重
 ・交流及び共同学習の積極的推進 など

-2-

近年の特別支援教育に関する動向②

- ・平成24年7月 **中教審初中分科会報告**(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進)
 ・就学相談・就学先決定の在り方
 ・合理的配慮、基礎的環境整備
 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進
 ・教職員の専門性向上 など

- ・平成25年6月 **障害者差別解消法制定**(施行日:一部を除きH28.4)
 ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など

- 9月 **就学制度改正(学校教育法施行令改正)**
 ・「認定就学」制度の廃止⇒総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重)、柔軟な転学 など

- ・平成26年1月 **障害者権利条約批准**

- ・平成27年2月 **(差別解消法に基づく)政府としての基本方針の策定**
 11月 (差別解消法に基づく)
 ・文部科学省所管事業分野の対応指針の策定(告示)
 12月 文部科学省における取組に関する対応要領の策定
 ↳ 【地方公共団体等の対応要領の策定(※策定は努力義務)】

- ・平成28年4月 **障害者差別解消法施行**

-3-

◆ 障害者差別解消法の施行により、本年4月から、国公立学校等において「合理的配慮の提供」が義務化(私立学校は努力義務)

【⇒対応】

◇ 文科省所管事業分野(教育・文化・スポーツ等)の対応指針の策定(H27.11告示)

(内容) 趣旨、合理的配慮等の基本的な考え方、相談体制の整備、研修・啓発、相談窓口、合理的配慮等の具体例、分野別の留意点

◇ 学校における合理的配慮の実践事例を特総研「インクルDB」に掲載

◇ インクルーシブ教育システム構築事業を含めた各種事業等の実施
※ 平成28年度から補助事業化など

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

(文科省対応指針より)

- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

学校における合理的配慮(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**[第7条第2項]

※事業者(私立学校等)は努力義務 -4-

特別支援教育に関係する主な会議の状況

(文部科学省)

中教審初等中等教育分科会

教育課程部会(教育課程企画特別部会、特別支援教育部会)

- 次期学習指導要領について検討
 - 特支関係: インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた内容の改正など
 - ・ 企画特別部会「論点整理(報告)」(H27年8月)
 - ・ 特別支援教育部会においてH27年度末or28年度明けとりまとめ、28年度中に中教審として答申予定

教員養成部会

- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について検討
 - 特支関係: 特支学校教諭免許状保有率向上、教員養成課程における必修化など
 - ・ H27年7月中間まとめ、12月答申

チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会

- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について検討
 - 特支関係: 医療的ケアを行う看護師、特別支援教育支援員の拡充、外部専門家(ST,OT,PT等)、就職支援コーディネーターの充実など
 - ・ H27年7月中間まとめ、12月答申

○ 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(特別支援教育課)

- ・ 高校通級の制度化等について検討
- ・ H27年11月設置、27年度内とりまとめ予定

政府教育再生実行会議における特別支援教育に関する提言

1. 第五次提言(「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日)) <抜粋>

2- (学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

2. 第六次提言(「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)) <抜粋>

2- (障害のある児童生徒に対する支援等)

- 国、地方公共団体は、多様性を認め合う社会の担い手育成の観点からも、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができる環境を整備し、教員の配置や特別支援教育支援員等の充実、交流や共同学習の充実などの取組を推進するとともに、全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えることを目指し、専門性・指導力の更なる向上を図る。
- 国、地方公共団体は、高等学校段階における特別支援教育の充実を図るため、発達障害等に関する教職員等の対応力向上のための研修、自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実などの支援体制の整備等を一層推進する。

3. 第七次提言(「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)) <抜粋>

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新

～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

(4) 特に優れた才能を有する人材の発掘・育成

- 発達障害のある子供や不登校の子供に十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようにすることが重要であり、通常の学級に在籍するこうした子供たちへの支援や周囲の子供たちの理解を促進するための教育のほか、国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援する。その中には、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者もあり、こうした子供たちの潜在的な才能を見出して伸ばす取組を支援する。

-6-

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成28年度予算額(案)156億円(平成27年度予算額145億円)

就学前

(インクルーシブ教育システムの推進・早期支援)

○【新規】インクルーシブ教育システムの推進 1,095百万円(新規)

◆インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。 [補助率1/3]
 ・早期支援コーディネーター 94人 ・合理的配慮協力員 282人 ・外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) 428人
 ・看護師 1,000人 ・体制整備補助 350地域

◆インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター(仮称)」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究(地域実践研究事業)、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。
 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金)

学校教育

(教職員の専門性向上)

○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 56百万円(56百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許取得に資する取組を実施する。

◆指導者養成講習会等の実施 27箇所

(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円(586百万円)

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業 63百万円

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

◆【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12箇所

◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置

◆発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置

◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

(入院児童生徒等への支援)

○【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 78百万円(新規)

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 9箇所

自立と社会参加

(学習上の支援及び教材の開発)

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 445百万円(497百万円)

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等

(高等学校段階における支援)

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 343百万円(388百万円)

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 30箇所・就職支援コーディネーター 約30人配置

◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置

(就学の支援)

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 12,909百万円(11,583百万円)

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。
 ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充(高校就学支援金制度見直しの学年進行対応)

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 50人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

-7-

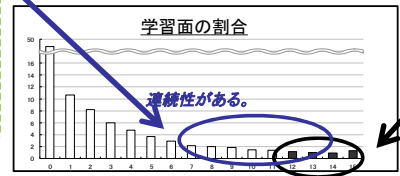
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

●発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額(案) 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

背景

- 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が**6.5%(推定値)**程度の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容を学校教育に活かすことが重要**。

| 著しい困難を示す場面 | 推定値 |
|------------|------|
| 学習面又は行動面 | 6.5% |
| 学習面 | 4.5% |
| 行動面 | 3.6% |
| 学習面かつ行動面 | 1.6% |



◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実施把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など



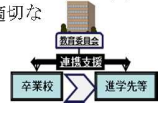
◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター約45人配置)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円(新規)

・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。24地域(放課後等福祉連携調整員約24人配置)

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築



-8-

「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について

(平成27年4月14日 初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課 事務連絡)

厚生労働省は、学校に就学する障害児を支援の対象とした放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、関係機関に周知(平成27年4月1日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長事務連絡)。これを受けて文部科学省では、学校における放課後等デイサービスに関する理解の促進と、当該サービスを利用する障害児に係る教育と福祉の一層の連携が図られるよう、教育委員会等に対して周知。

【ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要】

- 子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること。
- 年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
- 送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乘せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
- 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制(緊急連絡体制や対応マニュアル等)について、事前に調整すること。
- 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上で学校における個別的教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。
- 医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること。

(参考) 放課後等デイサービスの基本的役割

| | |
|-------------------|--|
| ○ 子供の最善の利益の保障 | 支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。 |
| ○ 共生社会の実現に向けた後方支援 | 放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」としての位置づけを踏まえつつ、これらの施策を利用している障害のある子供に対して、地域の障害児支援の専門機関としての事業(保育所等訪問支援等)を展開する。 |
| ○ 保護者支援 | 保護者が障害のある子供を育てることを社会的に支援するとともに、相談対応、ペアレント・トレーニング及びケアの代行により保護者自身を支援し、保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復し、子供の発達に好ましい影響を与える。 |

-9-

文部科学省

文教施設企画部

廃校を活用して障害福祉施設を整備しませんか？

少子化による児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が全国で発生しています。この廃校の多くが、様々な施設に転用され、有効活用されています。

地域住民からは、学校が無くなってしまった後も、他の用途で活用し、地域コミュニティの維持・活性化を図って欲しいという声があり、地方公共団体も有効活用の方策を日々考えているところです。

活用事例の中には障害福祉施設の例もあります。

ぜひ、廃校を活用して障害福祉施設を整備してみませんか？

<廃校を障害福祉施設として活用した例>

石川県門前町 ふれあい工房あぎし（施設名称）

建物：鉄筋コンクリート造2階建て 1,854㎡

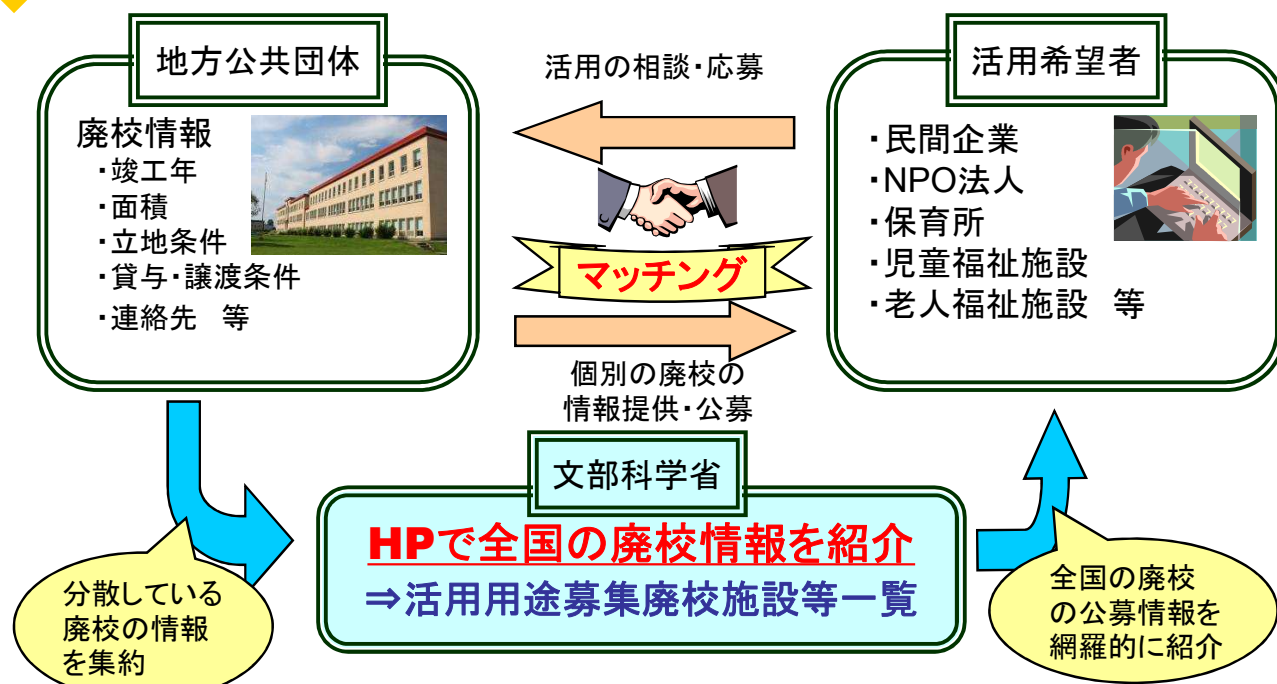
URL：<http://agisi.jp/studio>



<活用に至る経緯やメリット>

能登地区に精神障害者の作業施設が少ないことから、各種団体の代表である学校統合問題検討委員会、地区住民全員参加型の地区懇談会での協議を経て、本施設として活用が決定した。**廃校は初期費用を抑えられるメリットがある。**

「みんなの廃校」プロジェクトについて



URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

「みんなの廃校」プロジェクトにおいて 転用が決定した廃校施設の例

| 都道府県名 | 設置者 | 旧学校名 | 転用後施設 |
|-------|------|------|------------------|
| 北海道 | 夕張市 | 緑小 | 野菜生産施設 |
| 山形県 | 山形市 | 双葉小 | 野菜生産施設 |
| 長野県 | 富士見町 | 南中 | 民間企業 (光学機器)工場 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 去川小 | 体験交流施設 |
| 鹿児島県 | 志布志市 | 八野小 | 学童クラブ |

※「みんなの廃校」プロジェクトは、廃校の活用先に悩んでいる地方公共団体や、廃校を活用したいという利用者のマッチングを図るものであり、廃校活用に際して必ず登録しなければならないということではありません。廃校の有効活用は、所有者である地方公共団体の判断で行うことが可能です。

なお、国庫補助により整備された公立学校施設について、他の用途に転用する場合には、財産処分手続が必要となる場合がありますが、大幅に簡素化・弾力化しています。詳細は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課までお問い合わせください。